

**2013年12月4日**

**「障害者権利条約」の批准が国会で承認されました**

**～ 今、新たな時代の第一歩の始まりです ～**

社会福祉法人アイアイハウス  
施設長 栗津 浩一

我が国が「障害者権利条約」を批准するということは、「障害に基づく、いかなる差別もなくすこと」「障害のある人も、障害のない人と同じ基本的人権が保障される社会となること」を国が国民に約束したということです。同時に我が国が、「障害者権利条約の理念が反映された社会」をめざすことを国際社会に向けて宣言したことにもなります。しかし、「障害者権利条約」が批准されたからと言って、私たちの不断の努力や運動なしにはそのめざす社会が明日から実現するわけでは決してありません。

今取り組んでいます、きょうされん第37次国会請願署名・募金運動のスローガンは、「障害者権利条約に恥をかかせないで！ 世界のルールを日本でも」です。誓願項目にあるように、昨年4月に施行された「障害者総合支援法」は、総合福祉部会が「障害者権利条約」の理念を踏まえて示した「骨格提言」の内容からは大きく離れており、まずこの見直しは急務です。また、障害のある人の支援を年齢で区切るのではなく、本人の希望で必要な支援を選べるようにするためにも、65歳からの介護保険優先の原則を改めることが望まれます。そして、障害のある人も一人の市民として安心して暮らせるように、生活保護の額をも下回る障害基礎年金を引き上げてしっかりとした所得の保障をすることも強く望まれます。

「障害者権利条約」は障害のある人たちだけに特別の手立てをするのではなく、障害のある人もない人も誰もが分け隔てなく安心して共に暮らせる社会をめざしています。これからも、アイアイハウスの活動が身近なところからそんな地域社会を実現していく一歩となるよう、改めて関係者一同がんばっていきたいと思います。